

(仮称) 札幌市子どもの権利条例素案 ～ 市民意見募集の結果について ～

りんじごう
臨時号
はっこう
2006. 9. 19発行

札幌市では、平成 18 年 7 月 3 日(月)から 8 月 1 日(火)までの期間、制定に向けて検討を進めている「(仮称) 札幌市子どもの権利条例」の素案について、市民の皆さまからのご意見を募集いたしました。その結果、3,504 人(延べ 5,380 件)の方から、貴重なご意見、ご感想をお寄せいただきましたので、このたび、その概要をご紹介します。たくさんのご意見、ありがとうございます。今後、より良い条例をつくるため、お寄せいただいたご意見を考慮しながら、更に検討を進めてまいります。

なお、お寄せいただいたご意見に対して個別の回答はいたしません。同じ趣旨のご意見をとりとまとめ、札幌市議会に条例案を提出する際に、市の考え方と併せて、公表させていただきます。



1. 意見募集実施の概要

● 意見募集期間

平成 18 年 7 月 3 日(月) ～ 平成 18 年 8 月 1 日(火)

● 資料配布部数

計 260,000 部

(一般向け資料 99,000 部、子ども向け資料 161,000 部)



【意見募集資料(子ども用)】

● 意見提出者数

計 3,504 人(団体含む)

(18 歳以上の大人の皆さん 1,315 人(団体含む)、18 歳未満の子ども皆さん 2,189 人)

区分	大人	
	提出者数	構成比
18,19歳	111	8.50%
20歳代	110	8.40%
30歳代	209	15.90%
40歳代	237	18.00%
50歳代	224	17.00%
60歳代	145	11.00%
70歳代以上	79	6.00%
不明	196	14.90%
団体	4	0.30%
合計	1,315	100.00%

区分	子ども	
	提出者数	構成比
小学生	680	31.10%
中学生	414	18.90%
高校生	1,065	48.60%
不明	30	1.40%
合計	2,189	100.00%

(参考)意見件数 計 5,380 件

18 歳以上の大人の皆さん 2,184 件

18 歳未満の子ども皆さん 3,196 件

2. 提出意見の概要 (主なご意見をご紹介します)

● 条例素案全般に関する意見 2,574 件 (大人861件、子ども1,713件)

1. 条例の必要性等に関する意見 982 件

- ・いじめや虐待などから子どもを守るためにも、条例の制定は必要だと思う。
- ・子どもの権利を保障するまちと宣言するこの条例素案に賛同する。
- ・憲法、教育基本法、児童福祉法等、既存の条約、法律、条例を十分に理解し運用することで、子どもの権利は守られるのではないかと。
- ・未成熟な子どもには、権利を教える前に、大人に育っていくための義務、社会のルールを教え、導くことこそ必要ではないかと。
- ・子どもの権利条約よりも身近に感じることができるので、条例をつくることはとても良いことだと思う。(子ども)

3. 検討プロセスに関する意見 99 件

- ・子を持つ親や保育、教育関係者以外に、地域の方へも理解を深めていくような動きも大切である。
- ・子どもの意見を取り入れて条例の内容を検討しているところがよい。



2. 素案に関する各種意見 414 件

- ・子どもに権利を与えると我がままになるといった心配は全くの誤解で、むしろ子どもに自律と責任感をうながすきっかけになる。「子どもの権利」は、今の大人の「子ども観」の根本的な見直しを迫るものとなる。
- ・条例素案には権利ばかりが強調整され、行使の際の濫用防止規定がない。憲法や条約にあるように、それぞれの権利の行使にあたっての条件付けも明文化されることを望む。
- ・条例が、学校関係者などの教育機関をはじめとする大人が、子どものことを考える指針になればよいと思う。
- ・大人たちを取り巻く様々な環境を変えていかなければ、本当の意味で子どもの権利を保障することはできないのではないかと。
- ・子どもをはじめ多くの市民が理解できるように、分かりやすい表現にしてほしい。(子ども)

4. その他感想等 1,079 件

- ・子どもの参画を促進することが最も重要な課題である。参加の経験を繰り返し、大人になった時、まちづくりの担い手に育っていくと思う。
- ・最近、子どもが狙われる事件が多いので、その対策をしっかりと行ってほしい。(子ども)
- ・大人はもっと子どもの話を聞いてほしい。(子ども)

● 前文に関する意見 108 件 (大人99件、子ども9件)

- ・前文に、「教育基本法に基づく」旨も言及するべきではないかと。
- ・子どもに関することは子ども主体で考え、子どもにとって最も良いことを決めるという「子どもの最善の利益」の考え方について、前文もしくは目的において言及するべき。
- ・前文には、「しつけや教育の大切さ」についてもしっかりと述べていただきたい。子ども期のしつけや教育は、子どもの権利と対立するものではなく、互いに補完し合う関係にあることを明記すべきである。

● 第1章「総則」に関する意見 68件（大人58件、子ども10件）

■ 目的について

- ・ 目的に「自らの意思」とあるが、子どもは、大人の庇護（保護・監督）のもとで教えられながら成長、発達するものであり、「自らの意思」という表現は修正すべき。

■ 定義について

- ・ 子どもの定義が18歳未満となっているが、18歳、19歳は子どもか大人かはっきり分からないので、20歳未満としてはいかがか。
- ・ 子どもの定義で、「その他これと等しく権利を認めることが適当である者」とあるが、「このような人」というように例をあげてくれたほうがわかりやすい。（子ども）

■ 責務について

- ・ すべての子どもが正しく自分の権利を学び判断主張するためには、大人の指導が必要であり、その意味から子どもの権利は、子育てする親や先生、指導者の側の問題である。この指導する側の大人がどうあるべきかを示す、という視点が必要ではないか。
- ・ 「市外においても子どもの権利を保障するよう働きかけを行う」について、自分たちの周りだけではなく、広い範囲という点で、とても良い考え方だと思う。（子ども）

● 第2章「子どもの権利の普及」に関する意見 291件（大人153件、子ども138件）

■ 広報及び普及について

- ・ 子どもの権利を普及することで、大人たちの意識改革に努めてほしい。
- ・ 子どもに対しては、年齢にあった方法で啓発していくことが必要であり、今後そのあり方について、子どもの意見を取り入れて検討してほしい。

■ 子どもの権利の日について

- ・ 子どもの権利の日には、子どもが中心となった事業を実施していただきたい。
- ・ 子どもの権利の日を休日にしてほしい。そのことで、自分たちには権利を持っているのだと自覚し、より良いまちづくりに貢献できると思う。（子ども）

■ 子どもの権利の学習について

- ・ 学校で子どもの権利の学習を行うためには、多くの学習時間が必要であり、指導方法の確立や現行の教育内容、領域との整合が大きな課題となる。
- ・ 学校において、子どもも教職員も、子どもの権利を学ぶ場をしっかりとってほしい。
- ・ お互いの権利を話し合っ、自分の権利だけではなく、相手、他人の権利も考えることを学びたい。（子ども）



● 第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見 801件（大人346件、子ども455件）

■ 大切な権利全般について

- ・ 現状では、「子どもにとって大切な権利」が多いし、似たような項目もあるので、簡潔になるよう整理すべきではないか。
- ・ 「子どもにとって大切な権利」については、すでに条約や憲法、児童福祉法等の法律によって、抽象的とはいえ、普遍的な表現によって規定されているので、あえて条例の中で規定する必要はないのではないかと。
- ・ 言葉があいまいだと思うので、もう少し権利の意味を具体的に記載すべきだと思う。（子ども）

● 第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見（前ページからの続き）

■安心して生きる権利について

- ・「安心して生きるために必要な権利」によって、いじめや虐待、差別を受けている人が少しでも減ったらよいと思う。（子ども）
- ・「気軽に相談でき、必要な支援を受けること」とあるが、実際は、相談しようかどうか迷うことは、気軽に相談できないものなので、その辺を考えてほしい。（子ども）

■豊かに育つ権利について

- ・「学び、遊び、疲れたら休むこと」とあるが、現実には勝手に休むことなど認められるわけではないので、権利として載せるべきではないと思う。（子ども）
- ・「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ親しむこと」や、「地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」は、知識として役立つと思うので、とても良いことだと思う。（子ども）



■自分らしく生きる権利について

- ・「ありのままの自分を大切にすること」とあるが、これは、条約に定める権利を拡大解釈、曲解している。自らの成長・発達の否定、社会的な存在としての人間否定にもつながることから、「ありのまま」を削除し、「自分を大切にすること」とすべき。
- ・「他人と比較されないこと」とあるが、成績の順位を張り出されたり、兄弟間で比べられたりする。主に学習の面で人と比べられることが多く、矛盾しているので、修正すべき。（子ども）
- ・「自分が思ったことや感じたことを自由に表現できること」とあるが、表現してよいことと悪いこともあるので、項目として掲載するべきではないと思う。（子ども）

■参加する権利について

- ・「参加する権利」について、意見を言うからには、当然のことながら他の意見にも耳を傾けることが社会のルールであることを、子どもたちがしっかり分かるように規定すべきである。
- ・「自分の思いや考えを表明できること」について、実効性は低いと思うので、権利として規定するべきではないと思う。（子ども）

● 第4章「子どもの生活の場における権利の保障」に関する意見 1,305件

（大人 531件、子ども 774件）

1. 第1節「家庭」に関する意見 309件

■保護者の役割について

- ・家庭の中での親として行う義務を、しっかりと守っていかねばならないと感じた。
- ・子どもを育てる親がしっかりしなければならないと思う。親についてのことを、もっと条例の内容に入れるべきだと思う。（子ども）

■虐待及び体罰について

- ・何度言っても聞かない場合、ある程度の体罰は必要なので「体罰の禁止」を掲載すべきでない。
- ・しつけと虐待・体罰の違いがわからない。明確化が必要だと思う。（子ども）

2. 第2節「育ち学ぶ施設」に関する意見 357件

■施設関係者の役割について

- ・施設関係者の役割について、「相談に応じて対話などを行う」程度でよいのか。これでは「相談には応じるけど話をしてみるだけ」という印象を受ける。

■開かれた施設づくりについて

- ・保護者との対話を進めるなど、開かれた施設づくりを進めてほしい。（子ども）

■いじめの防止について

- ・「いじめ防止に努める」「相談しやすいように工夫する」とあるが、具体策を検討してほしい。（子ども）
- ・気軽に相談できる環境づくりやいじめの予防、発生した場合の対応など、いじめ、虐待などへの取組を徹底してほしい。（子ども）

■虐待及び体罰について

- ・育ち学ぶ施設における、虐待、体罰のなかには、言葉づかいも含まれるのか、示してほしい。

■関係機関の連携と対応について

- ・育ち学ぶ施設における虐待について、横との連携をしっかりとって対応してほしい。

■事情等を聴く機会の設定について

- ・事情等を聴く機会の設定は子どものために良いと思う。（子ども）

● 第4章「子どもの生活の場における権利の保障」に関する意見（前ページからの続き）

3. 第3節「地域」に関する意見 211件

■市民及び事業者の役割について

- ・事業者の視点を盛り込んだことは、とても良いと思う。

■子どもの居場所について

- ・「自分らしく過ごすことができる居場所」というのが、どのような場所を指すのか、具体的に示すべきである。
- ・これから居場所をつくるのであれば、子どももその居場所づくりに協力していきたいと思う。（子ども）

■自然環境の保全について

- ・自然に触れる子どもが少ないので、少しでも多くの自然を残すよう、各地域が力を入れることが大切だと思う。

■安全で安心な地域について

- ・子どもが安全で、安心して過ごせる地域づくりを進めることは、とても大切である。
- ・不審者対策を強化してほしい。（子ども）

5. 第5節「子どものそれぞれの状況」に関する意見 93件

- ・障がい、民族、国籍、性別などの差別について、市として権利の保障に努めるための具体的内容に踏み込んで規定していることを評価する。
- ・他の条項は具体的な規定がないのに、この項目だけ具体的に4項目を例示しているが、その必要はないのではないかと。
- ・子どもへの差別は、何がなんでもなくしてほしい。（子ども）

6. 第6節「大人への支援」に関する意見 193件

■第6節全般について

- ・第6節の規定は、子どもの権利を守るためには、大人の様々な環境を整備する方が先であるかのよう読み、疑問である。
- ・子どもを支える大人は色々なストレスがあるので、大人を支援するのは、良いことだと思う。（子ども）

4. 第4節「参加・意見表明」に関する意見 106件

■子どもの参加等の促進について

- ・札幌市主催のイベントなどは、子どもの参加意欲があがるような取組を行ってほしい。
- ・町内会など地域の活動に子どもが参加できる機会を増やしてほしい。（子ども）
- ・住民投票権、選挙権の年齢を引き下げてほしい。（子ども）

■市の施設に関する子どもの意見について

- ・市の施設の設置に際しては、子どもの目線に沿った、子どもの要求にあった施設づくりを行ってほしい。

■審議会等への子どもの参加について

- ・せっかく子どもが審議会等に参加しても、子どもの意見が取り入れられることが少数になることが考えられる。その場合、子どもの失望は大きくなり、不安である。

■子どもの視点に立った情報発信について

- ・子どもの視点に立った情報発信を実現するためには、条例の内容の子どもへの周知から検討すべきであり、子どもが読みやすいものを作成されることが望まれる。

■保護者への支援について

- ・保護者への支援を、もっと強調して示すべき。
- ・少子化対策のために、保護者への支援は本当に大切だと思う。（子ども）

■育ち学ぶ施設職員への支援について

- ・施設職員への支援として、「子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設ける」とあるが、研修だけではなく、「子どもの権利の理念を実践することができるよう必要な支援」と入れてほしい。
- ・施設職員への支援という項目は、大人が拡大解釈して、この項目をもとに何でも要求したりする心配がある。この項目の必要性は薄いのではないかと。

■市民の地域での活動への支援について

- ・地域で、子どもの居場所づくりなど主体的に活動するボランティアの人たちへの支援についての掲載も希望する。

● 第5章「子どもの権利侵害からの救済」に関する意見 171件（大人87件、子ども84件）

- ・権利侵害からの救済制度として、行政から独立した立場が尊重され、相談から勧告までの一連の権限を有する「オンブズパーソン制度」の設置を盛り込むべき。
- ・救済制度の創設については、組織の新設だけを考えるのではなく、既存制度を最大限活用し、子どもにとってより利用しやすい環境になるよう、様々な角度で検討してほしい。
- ・今までは相談できる人があまりいなかったのに、気軽に相談できるようになると、うれしい。（子ども）
- ・困っている子どもを助けるための仕組みをただつくるだけではなく、差別やいじめはよくない、というをもっと呼びかけるべきだと思う。（子ども）

● 第6章「施策の推進」に関する意見 14件（大人10件、子ども4件）

- ・この条例が「絵にかいた餅」にならないためには、推進計画において、推進体制づくり、人的配置、予算措置等をはじめ、具体的な施策を盛り込む必要である。
- ・今後発生する諸問題等について、その都度、問題を整理して条例の中に取り込んでいくことを通して、条例がより豊かなものとなっていくような仕組みが大事である。

● 第7章「子どもの権利の保障の検証」に関する意見 48件（大人39件、子ども9件）

- ・権利委員会に「子ども」を含めるよりも、権利委員会とは別に、子どもだけで構成される「子ども委員会」を設置し、そこで子どもの意見を集約すべきである。
- ・「権利委員会」の子どもの参加について、15歳以上と限定しなくてもよいのではないかな。

3. 意見募集実施期間中の主な取組



★ パネル展の開催

平成18年7月4日から7月27日までの期間、10区の区民センター、市役所本庁舎において、「子どもの権利パネル展」を開催しました。子どもの権利条約の内容や条例づくりの過程などを身近な場所でお伝えできたと思います。



★ 子どもフォーラムの開催

平成18年7月3日から7月20日までの期間、10区の児童会館において、人形劇「シンデレラ」の鑑賞を交えた子どもフォーラムを開催しました。参加した子どもたちは、将来の夢などについて、たくさん発表してくれました。



★ さっぽろ夏まつりでの広報

平成18年7月21日から始まったさっぽろ夏まつり。今年は例年より暑い日が多く、とても盛り上がりました。大通西4丁目には、「子どもの権利条約」をテーマにした歓迎塔も設置。皆さんの目に触れることはできたでしょうか。



※子ども未来局では、担当職員が直接出向いて「子どもの権利条約」「条例づくり」などの説明を行う「出前講座」を受け付けています。詳しくは、左記までお問い合わせ下さい。

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943

電子メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
04-G01-06-143
18-5-32